

### ザンチバル (Zanzibar) (英領)

税番	品目	課税単位	税率
九	罎及ビ壺		無税
四一	磁器製實驗室用器		無税
七五	タイル		無税
一	其他別掲ナキ陶磁器	從價	一五%

(備考) (1)入港税、一噸ニ付一二・五仙ヲ課税セラル。

### セシールズ諸島 (Seychelles) (英領)

品目	課税単位	税率
陶磁器	從價	一五%

(備考) パーセル・ポストノ場合ノ輸入税ハ一律ニ從價一〇%ヲ課税。

### 南阿弗利加聯邦 (Union of South Africa)

税番	品目	課税単位	税率
一六〇	瓶又ハ壺(陶器又ハ硝子製ニテ商品詰込用ノモノ)	從價	五%
一六一	煉瓦(浴場用ノモノヲ除ク)		無税
一六七	衛生陶器		
一七二b	磁器、陶器		無税
	(i) 化學實驗室用ノモノ		
	(ii) 他ニ別掲ナキモノ(家庭用品ヲ含ム)	從價	一〇%
一八六	タイル(但シアスベスト、セメント・タイル以外ノモノ)	從價	二〇%

(備考) (1)外ニ Suspended duty 從價一〇%ヲ課税セラル。尙、前表ハ一九三六年六月ノ改正ニ依ル。

(2)「從價」ノ課税基礎ハ通常fobトセラル。

(3)南阿聯邦トハケープ州、ナタール州、トランスヴァール州、オレンジ・フリー・ステーツ州ヨリ成ル。

(4)▲税番一六〇(最低)無税、(最高)從價一〇% ▲一六一(最低)(最高)共ニ無税(舊率ハ夫々二〇%及二五%)

▲一七二b(ii)(最低)一〇%、(最高)一五%、▲一八六(最低)二〇%、(最高)二五%

(英領南アフリカ)

### 英領南アフリカ

(アフリカ) 一四

- ベチユアナランド (Bechuanaland)
- スワジールランド (Swaziland)
- バストラランド (Basutoland)
- 北ローデシヤ (Northern Rhodesia)
- 南ローデシヤ (Southern Rhodesia)
- 南西アフリカ (South West Africa) (英國委任統治地)

右ノ英國保護領タル三土人領、二植民地、一委任統治地ハ南アフリカ關稅同盟ニ加盟シ居リ、即チ南ア聯邦ト同一關稅法ヲ施行ス。

### モウリシヤス島 (Mauritius) (英領)

税番	品目	課税單位	税率
二〇	煉瓦	百筒	〇・一五 <small>留比 五仙</small>
四一	土管	百疋	一・〇〇
五八	陶器、磁器	從價	一五 <small>留比 五仙</small>
一四一	タイル	百疋	〇・一五 <small>留比 五仙</small>

### セント・ヘレナ島 (St. Helena) (英領)

品目	課税單位	税率
鉦	從價	一〇 %
玩具、ノウエルチーノ類	從價	一〇 %
皿、食器類	從價	一〇 %

(モウリシヤス島・セント・ヘレナ島)

(アフリカ) 一五

(カナリー諸島、佛領コンゴ)

### カナリー諸島 (Canary) (西班牙領)

(阿弗利加) 一六

品目	課税單位	税率
陶磁器	—	無税

(備考) (1)外ニ統計税、從價一%アリ。

### 佛領コンゴ (French Congo or French Equatorial Africa) (佛領赤道アフリカ)

品目	課税單位	税率
一般陶磁器	從價	四%

(備考) (1)外ニ附加税、從價六%アリ。

### 白耳義領コンゴ (Belgian Congo)

税番	品目	課税單位	税率
八二	陶器、フェアンス、磁器、テラコッタ製品	cif 從價	一〇%

### ナイヂエリア (Nigeria) (英領)

税番	品目	課税單位	税率
六	ピース	一グ封度	0-4%
一一	陶磁器ノ内 (A)陶器	從價	一五%
	(B)磁器	從價	一五%
四二	玩具	從價	一五%

(備考) (1)一九三四年十月二十二日以降、從價一〇%ノ附加税實施。

(白耳義領、ナイヂエリア)

(阿弗利加) 一七

(佛領カメルーン、英領カメルーン)

佛領カメルーン (Fr. Cameroon)

(阿弗利加) 一八

品目	課税單位	税率
耐火陶土器、炆器	從價	五%
其他別掲ナキ陶磁器	〃	一〇%

英領カメルーン (Br. Cameroon)

品目	課税單位	税率
陶磁器	從價	一五%

(備考) (1)外ニ從價一〇%ノ附加税アリ。

ゴールド・コースト (Gold Coast) (英領)

税番	品目	課税單位	税率
三	ピース	一グロス	〇—三片
一一	陶磁器製喫烟パイプ	一グロス	〇—六
四二	其他ノ陶磁器	從價	二〇%

シエラ・レオン (Sierra Leone) (英領)

税番	品目	課税單位	税率
四	ピース	一封度	〇—一〇片
一一	陶磁器製喫烟パイプ	一グロス	〇—〇六
四三	其他ノ陶磁器	從價	三〇%

(ゴールドコースト、シエラレオン)

(阿弗利加) 一九

補増訂改 本邦輸出陶磁器ニ對スル諸外國ノ輸入稅率表

不許 複製

發行所 名古屋市東區東白壁町二一番地 <b>名古屋陶磁器輸出組合</b> 電話(代表)東①八二四一番 振替口座名古屋二二四八番	編輯人兼 島貫武雄	印刷所 名古屋市東區相生町四丁目一七番地 杉山印刷所	印刷人 杉山重太郎
	昭和十二年五月二十五日印刷 昭和十二年五月三十一日發行	頒布實費金八拾錢	
	名古屋市南區熱田新尾頭町二二五番地		

ガムビア (Gambia) (英領)

(阿弗利加) 二〇

税番	品目	課稅單位	稅率
八	ビーズ類	一グ封ロ度ス	一〇志六片%
一三	煉瓦、タイル	從價	一〇%
一九	陶器、磁器 (1) 喫烟用パイプ (2) 其ノ他ノモノ	一グロス	一〇志%
二六A	電氣用品	從價	一〇%

14.5

493

終